



16 公共料金・税金等の軽減

公共料金 〈公共料金〉

テレビ受信料の減免

身 知 精

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

NHK の放送受信料の減免が受けられます。

内 容 NHK の放送受信料の全額または半額免除が受けられます。

対 象 ●全額免除になる場合。

1. 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が住民税非課税の場合
2. 愛の手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が住民税非課税の場合
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が住民税非課税の場合

●半額免除になる場合

1. 視覚障害または聴覚障害で、身体障害者手帳をお持ちの方が受信契約者で世帯主の場合
2. 身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの方が受信契約者で世帯主の場合
3. 愛の手帳 1、2 度をお持ちの方が受信契約者で世帯主の場合
4. 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が受信契約者で世帯主の場合

粗大ごみ廃棄物処理手数料の免除

問合せ先 千代田清掃事務所

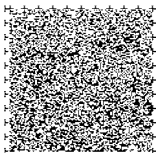
〒101-0021 外神田 1-1-6

TEL (3251) 0566 / FAX (3251) 4627

申請により、粗大ごみの収集にかかる手数料の免除が受けられます。

内 容 粗大ごみ受付センター（電話 (5296) 7000）で粗大ごみの申し込みと手数料免除を申告し、受付センターから郵送された手数料減免申請書に下記対象欄（ ）の書類を添付し、清掃事務所に郵送（または持参）してください。申請により、粗大ごみ処理手数料の免除が受けられます。

対 象 生活保護を受給している方（生活保護受給証明書）
特別児童扶養手当を受けている方（特別児童扶養手当証書のコピー）
ひとり親世帯等で児童扶養手当を受けている方（児童扶養手当証書のコピー）



ゆうびんりょうきん げんめん
■郵便料金の減免

身知

問合せ先 日本郵便（株）お客様サービス相談センター

TEL 0120-23-28-86

平日 午前8時～午後9時

土日及び休日 午前9時～午後9時

しょうがいしゃむ 障害者向けの郵便料金の減免が受けられます。

内容

1. 盲人用郵便物を無料で送ることができます。
2. 点字ゆうパック、聴覚障害者用ゆうパック、心身障害者用ゆうメールは、料金が割引になります。
3. 心身障害者団体発行の定期刊行物については、一定の承認条件を満たせば第3種郵便物の承認が受けられます。

※詳しくはお問い合わせください。

対象

身体・知的障害者とその団体などです。

あお とりゆうびんはがき むしょうはいふ
■青い鳥郵便葉書の無償配布

身知

問合せ先 日本郵便（株）お客様サービス相談センター

TEL 0120-23-28-86

平日 午前8時～午後9時

土日及び休日 午前9時～午後9時

ゆうびん 郵便はがきが受けとれます。

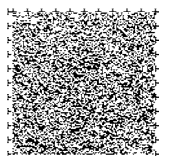
内容

年1回4～5月に、希望される方は一人につきはがき20枚を無料で受けとれます。

※詳しくはお問い合わせください。

対象

身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度の方です。



けいたいでんわりょうきん わりびき ■携帯電話料金の割引

身 知 精

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう も かた けいたい
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯
でんわりょうきん わりびき かくけいたいでんわがいしゃ と あ
電話料金の割引が受けられます。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

でんわばんごうあんない むりょうりょう ■電話番号案内の無料利用

身 知 精

問合せ先 NTT 東日本 ふれあい案内担当

TEL 0120 (104) 174

(午前9時～午後5時土日・祝日・年末年始を除く)

むりょう でんわばんごうあんない う
無料で電話番号案内が受けられます。

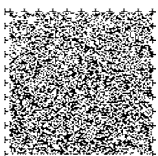
内 容 NTT104 番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した電話番号等と暗証
ばんごう もう で むりょう
番号を申し出ることにより無料となります。

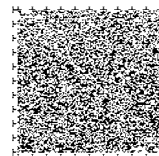
※公衆電話からご利用の場合も同様です。

※詳しくはお問い合わせください。

対 象 次のいずれかに該当する方です。

1. 視覚障害1～6級の方
2. 上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1・2級の方
3. 愛の手帳をお持ちの方
4. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
5. 戦傷病者手帳をお持ちの方で、視力障害の特別項症～第6項症または上肢障害の特別項症～第2項症の方





しよとくぜい じゅうみんぜい しょうがいしゃこうじよ
所得税・住民税の障害者控除

身 知 精

問合せ先

税務課 課税係 住民税に関すること
 TEL (5211) 4191 ~ 2 / FAX (3264) 4085

Eメール zeimu@city.chiyoda.lg.jp

麹町税務署 所得税に関すること

〒102-8311 九段南 1-1-15 九段第2 合同庁舎

TEL (3221) 6011

神田税務署 (仮庁舎)

〒100-8183 大手町 1-3-3 大手町合同庁舎 3 号館

TEL (4574) 5596

しよとくぜい じゅうみんぜい しょうがいしゃこうじよ
 所得税・住民税の障害者控除が受けられます。

内 容

- **障害者控除** (本人、同一生計配偶者、扶養親族)
 所得税：27 万円 住民税：26 万円
- **特別障害者控除** (本人、同一生計配偶者、扶養親族)
 所得税：40 万円 住民税：30 万円
- **同居特別障害者控除** (特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族
 と同居している場合)
 所得税：75 万円
 住民税：53 万円

※詳しくは 住民税は税務課へ、所得税は各税務署へお問い合わせください。

対 象

本人または同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する方です。

1. 身体障害者手帳の1～6級 (1・2級は特別障害者)
2. 愛の手帳1～4度 (1・2度は特別障害者)
3. 精神障害者保健福祉手帳1～3級 (1級は特別障害者)
4. 戦傷病者手帳の特別項症～第6 項症及び第1 款症～第5 款症 (特別項症～第3 項症は特別障害者)
5. 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 (特別障害者)

じゅうみんぜい ひかぜい
住民税の非課税

身 知 精

問合せ先

税務課 課税係
 TEL (5211) 4191 ~ 2 / FAX (3264) 4085

Eメール zeimu@city.chiyoda.lg.jp

ほんにん ごうけいしよとく ねんかん まんえん い か ぼあい じゅうみんぜい ひかぜい
 本人の合計所得が年間 125 万円以下の場合は住民税が非課税になります。

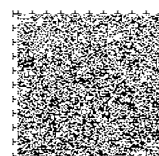
内 容

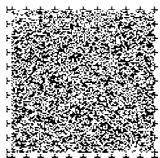
住民税が非課税となります。
 ※詳しくはお問い合わせください。

対 象

次のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方です。

1. 身体障害者手帳の1～6級
2. 愛の手帳1～4度
3. 精神障害者保健福祉手帳1～3級
4. 戦傷病者手帳の特別項症～第6 項症及び第1 款症～第5 款症
5. 原子爆弾被爆者の認定を受けている方





じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい じどうしゃしゅとくぜい げんめん
自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免 **身 知 精**

問合せ先 都税総合事務センター 自動車税・自動車取得税に関すること
 〒 176-0012 練馬区豊玉北 6-13-10
 TEL (3525) 4066 (東京都自動車税コールセンター)
 東京都主税局 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>
税務課 納税促進係 軽自動車税に関すること
 TEL (5211) 4193 / FAX (3264) 4085
 E メール zeimu@city.chiyoda.lg.jp

心身に障害のある方が所有する車両の自動車税等は減免が受けられます。

対象内容 ● 対象及び減免の内容

1. 次の(1)～(3)に該当する心身障害者、知的障害者またはその方と生計を一にする方が所有し、心身障害者・知的障害者のために使用する自動車について減免されます。

- (1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で(※)別表に該当する方
- (2) 愛の手帳1～3度の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方(精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る)

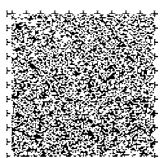
2. 身体障害者などの利用に合わせた構造を持った自動車について減免されます。

- (1) 車検証の車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」または「入浴車」で、現に当該自動車の使用の目的のために供されている自動車は、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されます。
- (2) (1)と同じ装置を取り付けた自動車で、構造上障害者以外の方も利用できる自動車について自動車取得税の一部が減免されます。

● 申請期限

新規取得の自動車税、自動車取得税は登録の日から1ヶ月以内、その他の自動車税は納税通知書に記載された納期限まで。ただし、軽自動車税は納期限の7日前までに申請してください。

提出書類等については、各担当窓口にお問い合わせください。



(※) 別表

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
下肢不自由		1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
体幹不自由		1級～3級、5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
上肢不自由		1級、2級	特別項症～第3項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	—
	移動機能	1級～6級	—
視覚障害		1～3級、4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障害		2級、3級	特別項症～第4項症
平衡機能障害		3級、5級	特別項症～第4項症
音声機能または言語機能障害		3級（こう頭摘出に係るもの）	特別項症～第2項症 （こう頭摘出に係るもの）
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級、3級、4級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級（自動車税、自動車取得税については、1級～3級）	—
肝臓機能障害		1級～4級	特別項症～第3項症

こじんじぎょうぜい げんめん
個人事業税の減免

問合せ先 千代田都税事務所 事業税課 個人事業税班

〒101-8520 内神田 2-1-12

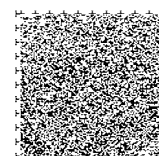
TEL (3252) 7144 (直通)

こじんじぎょうぜい いちぶ げんめん う
 個人事業税の一部の減免が受けられます。

- 対象** 障害者または障害者である扶養親族等を有する方
- 要件** 合計所得金額（事業・不動産所得の他に給与・雑所得等各種所得金額の合計金額〔青色申告特別控除前〕）が370万円以下
- 減免額** 障害者の方1人につき5千円
 特別障害者の方1人につき1万円

*お問い合わせは、千代田都税事務所 事業税課個人事業税班までお願いいたします。

*個人事業税の各納期限までに申請する必要があります。



しよとくぜいとう けいげん
■ 所得税等の軽減

身 知 精

問合せ先 麴町税務署

〒 102-8311 九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
TEL (3221) 6011 (大代表)

神田税務署 (仮庁舎)

〒 100-8183 大手町 1-3-3 大手町合同庁舎 3 号館
TEL (4574) 5596

内 容

- ストーマ用装具、おむつ代が医療費控除の対象になります。
 - 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、相続税、贈与税の軽減が受けられます。
- ※詳しくは税務署へお問い合わせください。

かんぜい めんじょ
■ 関税の免除

問合せ先 東京税関 税関相談官室

〒 135-8615 江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 3 階
TEL (3529) 0700
E メール tyo-gyomu-sodankan@customs. go.jp

かんぜい めんじょ
関税の免除が受けられます。

内 容

- 下記物品を輸入する場合、関税の免除が受けられます。
- ※詳しくは東京税関税関相談官室にお問い合わせください。

対 象

次のいずれかに該当するものです。

1. 海外から輸入される身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品で政令で定めるもの
2. 慈善または救済のために寄贈された給与品
3. 社会福祉施設に寄贈された給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの (2. 及び 3. は輸入の許可の日から 2 年以内に別の用途に供されないもの)

ゆうせいどとう りしひかぜい
■ マル優制度等の利子非課税

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、預金などの利子が非課税になります。※詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

